

地方公営企業の設置状況

(1) 法適用事業

平成24年3月31日現在

法適用区分	法適用範囲	根拠条文	上水道事業	簡易水道事業	工業用水道事業	病院事業	交通事業	と畜場事業	下水道事業	計	
										団体数	事業数
当然適用	全部適用	法2条1項	青森市 鱒ヶ沢町 東北町 弘前市 藤崎町 六ヶ所村 黒石市 田舎館村 大間町 五所川原市 板柳町 東通村 十和田市 鶴田町 田子町 三沢市 中泊町 むつ市 野辺地町 平川市 七戸町 平内町 久吉ダム水道企業団 外ヶ浜町 八戸圏域水道企業団 津軽広域水道企業団(津軽事業部・西北事業部)		五所川原市		青森市 八戸市			29	30
当然適用	財務適用	法2条2項				青森市(青森市民病院・浪岡病院) 弘前市 外ヶ浜町 六戸町 五所川原市 鱒ヶ沢町 おいらせ町 三沢市 大鰐町 三戸町 つがる市 板柳町 五戸町 平内町 鶴田町 南部町 中部上北広域事業組合(公立七戸病院) 公立金木病院組合(公立金木病院) 一部事務組合下北医療センター(むつ総合病院 ・大間病院・むつリハビリテーション病院) 北部上北広域事務組合(公立野辺地病院)				20	23
条例適用	全部適用	法2条3項		青森市 弘前市 十和田市 平内町 横浜町 田子町 八戸圏域 水道企業団		八戸市 黒石市 十和田市 つがる西北五広域連合(建設中)			弘前市 黒石市 五所川原市 十和田市 平川市 田舎館村 板柳町 六ヶ所村	19	37
条例適用	財務適用	法2条3項						十和田地区 食肉処理 事務組合	藤崎町 鶴田町	3	5
計			26団体 27事業	7団体 7事業	1団体 1事業	24団体 27事業	2団体 2事業	1団体 1事業	10団体 30事業	71	95

※簡易水道事業は会計上、上水道事業に含まれます。

(2) 法非適用事業

事業名 団体名	下水道	簡易水道	市場	と畜場	観光	観光内訳			宅地造成	駐車場	介護	合計
						休養	索道	その他				
青森市	2		1						1	1		5
弘前市					1		1					1
八戸市	2	1	1						1	1	1	7
黒石市	1	1			1			1				3
五所川原市												
十和田市			1		1			1		1		3
三沢市	2			1						1		4
むつ市	3		1								1	5
つがる市	3											3
平川市		1										1
(市計)	13	3	4	1	3		1	2	2	4	2	32
平内町	4				1		1					5
今別町		1										1
蓬田村		1						1				2
外ヶ浜町	2	1								1		4
鱒ヶ沢町	2	1										3
深浦町	2	1								1		4
西目屋村	1	1										2
藤崎町												
大鱒町	2	1			3	1	1	1				6
田舎館村												
板柳町	1											1
鶴田町												
中泊町	2									1		3
野辺地町	1											1
七戸町	3											3
六戸町	2											2
横浜町	2											2
東北町	2	1										3
六ヶ所村												
おいらせ町	2											2
大間町	1				1	1						2
東通村	2											2
風間浦村		1										1
佐井村	2	1										3
三戸町	1	1										2
五戸町	2	1						1				4
田子町										1		1
南部町	2	1	1					1		1		6
階上町	2											2
新郷村	2	1										3
(町村計)	42	14	1		5	2	2	1	3		5	70
八戸広域 北部上北											1	1
中部上北											1	1
(一組計)											2	2
合計	55	17	5	1	8	2	3	3	5	4	9	104